

平成 26-27 年度第 2 回日本実験動物医学会理事会議事録

日時：平成27年5月27日（水）10：00～12：00

場所：京都テルサ（第2会議室）

出席者：安居院、池、角田、佐神、下田、古市、三好、森松（以上幹事）、黒澤、橋本（以上監事）

欠席者：佐々木（理事）

議題

1. 定期的な会員の現況調査の実施について

事務局は毎年8月に会員が獣医学会会員であることを確認し、その後の理事会で報告することとした。

2. 前島賞の選考方法について

平成28-29年度から申込制とすることとした。平成27年9月の理事会までに前島賞選考委員会は申込制度の原案を作る。

3. 日本獣医学会の会計処理への対応について

- ・ 平成27-28年度予算案は、前年度繰越金と同額を繰越金とし、不足分は日本獣医学会からの補助とする予算案を作成し、日本獣医学会に提出することとした。
- ・ 平成28年5月のウェットハンド研修会から実施母体を実験動物医学専門医協会（JCLAM）に移行することとした。それに伴い、研修委員会もJCLAMに移行する。
- ・ JALAMの預金口座は日本獣医学会で用意した銀行口座（みずほ銀行）に移動するが、振込み用口座として従来のゆうちょ銀行口座を残すことを日本獣医学会と交渉することとした。

4. 日本実験動物医学会謝礼等に関する内規の改正について

添付資料1の通り改正が承認された。

5. 日本実験動物医学会旅費規程の改正について

添付資料2の通り承認された。

6. 事務局及び各委員会からの報告

- ・ 事務局（会計担当）

会費を4年間滞納している会員の退会処分が了承された。

アドスリーとの事務会計作業の委託契約をまだ締結していない。業務内容の見直しを行うこととした。

- ・ 渉外担当

平成28年に開催される日本獣医師会総会において、日本獣医学会から提案するシンポジウムの企画を依頼され、黒澤監事を企画者として日本獣医学会に推薦した。テーマは「安楽死」の予定である。

- ・ 情報・編集委員会

掲示板を活用することを考える。ホームページの充実を計る。

- ・ 学術集会委員会

平成27年5月のシンポジウムとして「クローズドコロニーは必要か」を企画した。平成27年9月のシンポジウムとしては「免疫不全動物の飼育管理」を予定している。

- ・ 研修委員会

平成27年5月にウェットハンド研修会「III. サル類の獣医学的管理」をアステラス製薬加島事業所において実施した。

平成27年9月にはハムリーにおいて同様の研修会を実施する予定である。

平成28年5月と9月には実験動物中央研究所において「I. げっ歯類及びウサギの獣医学的管理」を実施予定である。

今後随時コアカリキュラムを作成して行く。

直前のキャンセル者に対する対応を決定した（一旦納めた受講料は返還しない）。応募時にこのことを明記する。

- ・ 実験動物学教育委員会

委員の追加（黒澤委員、鹿児島大学）が承認された。

- ・ 実験動物法規等検討委員会

日本航空のサルの輸送の停止に対してJCLAMと共同で声明文を作成することとなった。

動愛法改正に先んじ、JALAMとしての声明文を作成する予定。

第三者認証の網羅制について検討して行く予定。

7. その他

特になし。

前回理事会から今回理事会までの間にMLで下記の審議を行い、下記の通りに決した。

1. 各委員会から提案のあった委員（追加の委員を含む）について審議し承認した。
2. 会費滞納により退会処分となった会員について、会費請求及び督促において執行部側の落ち度もある程度あったことから、滞納分を納めて戴くことで退会処分の取り消しを承認した。

日本実験動物医学会謝礼等に関する内規 改訂案

- 1) 第2条、2) を削除し、以下の項目を繰り上げる。
- 1) 第4条を削除し、以下の条項を繰り上げる。
- 2) 第6条を第5条に融合し、改正した旨の文書を追加する。

改正後の「日本実験動物医学会謝礼等に関する内規」は下記の通りである。

日本実験動物医学会謝礼等に関する内規

1. 本内規は日本実験動物医学会が行う講演会、シンポジウム、研修会等の講師及び実験動物医学専門医認定試験監督員に支払う謝礼等について定めるものである。
2. 講演会、シンポジウム等講演の場合
 - 1) 謝金は3万円以内とする。
 - 2) 講師が日本実験動物医学会会員の場合は対象外とする。
 - 3) 講演会、シンポジウム等が行われた学会(例えば日本獣医学会、日本実験動物学会等)の会員も対象外とする。
3. ウェットハンド(実技)研修会等の場合
 - 1) 謝金は1日につき1万円以内とする。
 - 2) 1回の研修会につき上限を3万円とする。
 - 3) 講師が日本実験動物医学会会員の場合でも支給の対象とする。
4. この内規の改廃は日本実験動物医学会理事会で行う。
5. 本内規は平成18年3月21日から施行する。
本内規は平成22年9月16日に一部改正した。
本内規は平成27年5月27日に一部改正した。

日本実験動物医学会旅費規程 改定案

- 1) 下記の赤線の部分 (3カ所) を削除する。
- 2) 付則を追加する。

日本実験動物医学会旅費規程 平成 20 年 3 月 30 日

1.本規定は、日本実験動物医学会(以下「本学会」という。)の学会員が本学会の活動のために旅行する場合における旅費の支給に関する基本的な事項を定め、もって本学会の活動の円滑な実施及び旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

2.旅費支給は、以下に定めるところによる。

1)次の本学会の活動に際し旅費を支給することが出来る。~~旅費は、(i)、(ii)においては本学会経費、(iii)においては認定委員会特別会計から支給する。(iv)においてはそのいずれかからとする。~~

(i)理事会

(ii)委員会

~~(iii)試験小委員会~~

(iii)その他の会長が認めた活動

2)総会開催にあわせて計画された本学会の活動に対しては、旅費は支給されない。

3)旅費は最も経済的な通常の経路および方法により旅行する場合の計算により支給される。ただし、勤務(大学、研究所あるいは会社等)上の必要又は天災その他のやむを得ない事由により、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行することができない場合には、実際の経路及び方法による。

4)勤務先と主要活動地の最寄駅との最短区間の往復運賃を支給する。

5)支給を受ける者は、必要経費をあらかじめ本学会の事務局(~~但し試験小委員会については認定委員会事務局~~)に届けること。やむを得ない事由により経路又は方法を変更する場合は、事前に事務局に連絡しなければならない。また支給を受ける際にその額を証明する書類を提出しなければならない。

6)片道 100km 以上を旅行する場合は、急行あるいは特別急行料金を支給する。

7)新幹線運行地区では新幹線を利用できる。

8)遠隔地からは航空機を利用でき、航空運賃は現に支払った額による。

9)宿泊が必要な場合は、原則的に宿泊を含むパック旅行を利用し、パック旅行料金は現に支払った額による。パック旅行を利用できない場合は、一泊 9,000 円を支給する。

10)旅費の支給を受けることができる者がその出発前にやむを得ない事情により本学会の活動を取り止めた場合は、旅費は支給しない。但し、当該活動のために既に支出した金額がある場合には、当該金額を旅費として支給することができる。

11)学会員以外の者に対して旅費支給の必要が生じた場合は、会長が決定する。旅費の算出は本規程に準じる。

3.本規程の改廃は理事会において行う。

付則 本規程は、平成 20 年 3 月 30 日より施行する。

本規程は、平成 27 年 5 月 27 日に改正した。